

## 仙台空港交通アクセス充実支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した仙台空港発着バス路線の回復・充実を図るため、仙台空港と県内外の交通結節点や観光地等との間を結ぶバス路線を再開・新規運行(増便含む。)する乗合バス事業者(以下「バス事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、仙台空港交通アクセス充実支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象等)

第2条 補助金交付の対象となるバス事業者、経費及び補助率は、別表のとおりとする。  
2 知事は、令和5年4月1日以降の交付決定前運行についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

### (交付申請)

第3条 交付申請は、事業に着手する20日前までに行うものとする。ただし、年度当初に開始する運行については、この限りではない。  
2 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

### (交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。  
一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更にあつては、補助金申請額の変更を伴わない変更を行うときは、この限りではない。  
二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。なお、この場合において、既に交付された補助金は、知事に返還するものとする。  
三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

### (実績報告)

第5条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、事業完了年度の3月19日までに報告するものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 この要綱の規定に違反した場合

二 補助金を補助目的以外の用途に使用した場合

三 補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

四 法令に違反した場合

五 宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者である場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第8条 この要綱による知事に提出する書類の部数は1部とする。

(帳簿及び書類の備え付け等)

第9条 補助金の交付を受けたバス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 バス事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分制限)

第10条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した施設等の処分については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第2条関係）

1 補助対象事業者	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に、仙台空港と県内外の交通結節点や観光地等を結ぶバス路線を再開・新規運行（増便含む。）する乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。） ただし、以下に掲げるものは除く。 ・運行継続期間が3ヶ月未満のもの ・運行距離（片道）が20Km未満のもの ・目的地や運行時刻を定めていないもの ・旅行会社や宿泊施設等が行う専ら自らの顧客を対象とするもの
2 補助対象経費	補助対象経費は、(1)及び(2)に掲げる経費とする。ただし、本補助金の目的と同一とする国、地方自治体を実施する他の補助事業等の対象は除くものとする。 (1) 運行経費 仙台空港と県内外の交通結節点や観光地等を結ぶバス路線を3ヶ月間継続して運行（原則、往復運行とする。）するため必要となる経費 (2) 初期経費 バス路線の再開・新規運行に係る広報費など必要な初期経費
3 補助金交付額及び補助率	(1) 運行経費 補助対象経費 に次の補助率を乗じて得た金額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。 補助率 1/2（上限額 1往復につき1,500千円） (2) 初期経費 1路線につき500千円